

昭和村ウォーターPPP事業導入に関する  
サウンディング型市場調査実施要領

令和6年10月

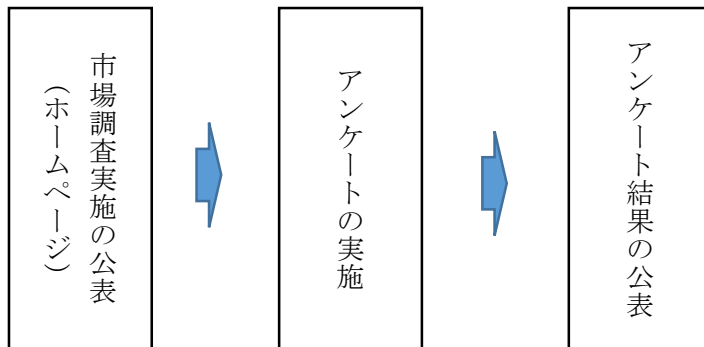
福島県大沼郡昭和村

## 1 目的

昭和村が実施している上下水道4事業（簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業および特定地域生活排水処理事業）は、国が進める官民連携の仕組みを用いて、民間事業者に包括的な管理運営を委託（いわゆる「ウォーターPPP」）することを検討していますが、今後の事業計画策定の基礎資料とするため、サウンディング型市場調査（以下、「市場調査」と呼ぶ）を実施します。

## 2 実施内容

市場調査を昭和村のホームページで公表し、アンケート調査を行います。  
なお、アンケート結果については、ホームページで公表します。



## 3 ウォーターPPPとは

従来では、公共施設の維持管理は、自治体が行うか、または個別に業者へ委託してきましたが、人手不足や物価高騰に伴い、持続可能性の確保が難しくなっています。

そこで、国はPPP/PFI手法を活用した公共施設維持管理の包括的民間委託を自治体へ採用するよう働きかけています。当村も上下水道事業に関するPPP/PFI手法であるウォーターPPPの導入可能性を検討しているところです。

ウォーターPPPは、対象となる公共施設を上下水道に絞り、コンセッション方式またはコンセッション方式に準ずる方式（管理・更新一体マネジメント方式）のいずれかで運用することになります。

### <コンセッション方式>

- ・長期契約（10年～20年）
- ・性能発注（仕様発注と違い、目標値が明示されるがその過程・手順を明示しない）
- ・維持管理・修繕・更新工事に加えて利用料金の収受も含まれ、運営権が授与される。

### <管理・更新一体マネジメント方式>

- ・長期契約（原則10年）
- ・性能発注（仕様発注と違い、目標値が明示されるがその過程・手順を明示しない）
- ・維持管理・修繕までが必須で、更新工事は含まれないパターンもある。
- ・利用料金の収受は含まれない（原資は自治体からの委託料など）。

詳細は国のHPをご確認下さい。

## 4 事業の概要等

上下水道4事業（簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業および特定地域生活排水処理事業）の概要を以下に説明します。

### 【簡易水道事業】

村内には、昭和地区、松山地区及び大芦地区の3つの簡易水道事業があります。以下に昭和村簡易水道全体図を示します。

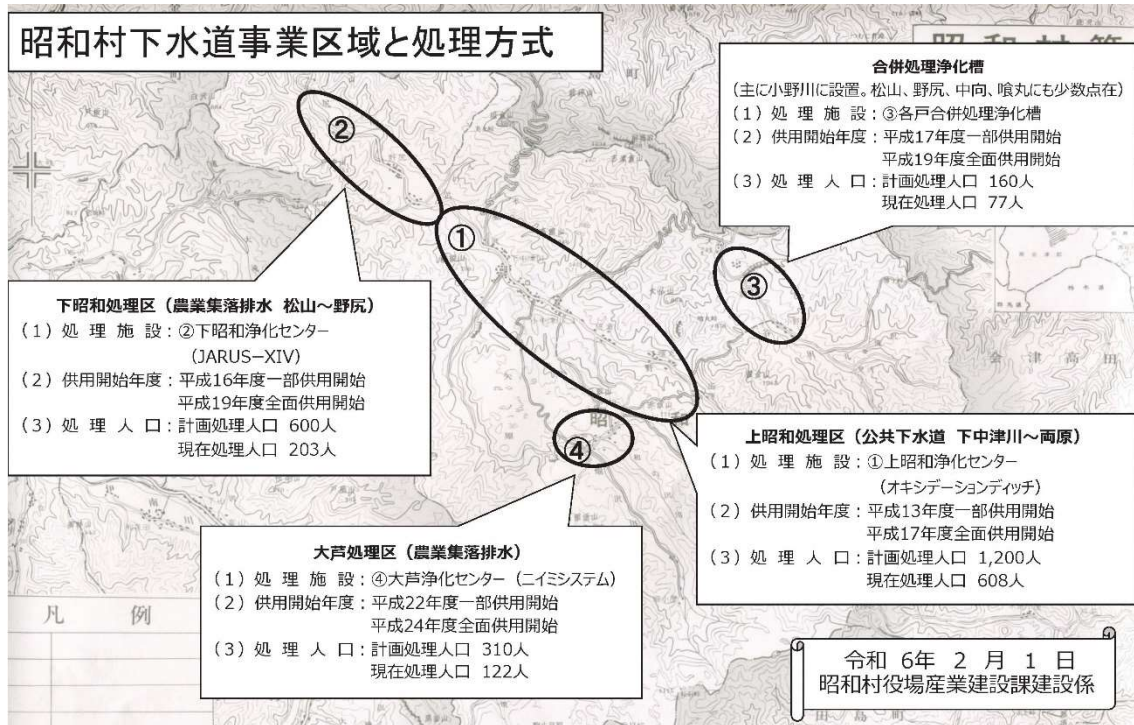


それぞれの諸元は以下の表の通りです。（出典：福島県水道統計情報 令和4年度版）

番号	簡易水道名称	経営主体	給水開始年	給水区域面積 (ha)	給水人口 (人)		計画1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	水源 (箇所数)			配水池		総管路延長 (m)
					計画	現在		表流水	地下水 (深井戸)	湧水	箇所数	容量 (m <sup>3</sup> )	
1	昭和地区	公営	昭和40年	5.5	1,032	883	720	1	1	2	9	946	34,412
2	松山地区	公営	昭和40年	0.1	110	41	32	-	1	1	2	20	2,248
3	大芦地区	公営	昭和56年	0.9	250	142	144	-	1	-	1	48	6,203

## 【排水処理関連 3 事業】

以下に排水処理関連 3 事業(特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業および特定地域生活排水処理事業)の位置図を示します。



### 事業 1. 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業(上昭和処理区)は、両原地区から下中津川地区を対象とした事業である。施設等の諸元は以下に記す通りである。

#### (1) 上昭和浄化センター

- ・場所: 昭和村大字下中津川字間亀
- ・供用開始: 平成 11 年 (築 25 年が経過)
- ・処理能力: 500m<sup>3</sup>/日 (日最大)
- ・処理方式: オキシデーションディッチ法
- ・予定水質:  
流入水質 BOD233mg/L、SS189mg/L  
放流水質 BOD15mg/L、SS40mg/L

建物としては比較的良好な状態であるが、これまで修繕等は行っておらず、一部外壁の損傷等が見受けられるため、今後修繕等の

計画を検討していく必要がある。(出典: 昭和村公共施設等総合管理計画 R4 改訂版)



#### (2) 供用区域の既設下水管渠、その他の設備

- ・汚水管:  $\phi 200$  L=2,760m、 $\phi 250$  L=1,270m、計 L=4,030m
- ・汚水管: 計 L=13,959m
- ・マンホールポンプ: 4 基
- ・ポンプ場: なし

## 事業2. 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、松山地区から野尻地区(一括して下昭和地区と称する)および大芦地区を対象とした事業である。施設等の諸元は以下に記す通りである。

### (1) 下昭和地区

・計画処理人口は 600 人で、現在処理人口は 203 人である。

#### ①下昭和浄化センター

- ・場所:昭和村大字野尻字細越
- ・供用開始:平成 19 年度全面供用開始
- ・処理能力:最大 198m<sup>3</sup>/日
- ・処理方式:連続流入間欠ばっ気方式(JARUS-XIV)
- ・予定水質:流入水質 BOD200mg/L、SS200mg/L  
放流水質 BOD20mg/L、SS50mg/L

#### ②供用区域の既設下水管渠、その他の設備

- ・汚水管:計 L=5,939m
- ・松山真空ステーション:1 箇所(平成 17 年築)
- ・中継マンホールポンプ場:4 箇所



### (2) 大芦地区

・計画処理人口は 310 人で、現在処理人口は 122 人である。

#### ①大芦浄化センター

- ・場所:昭和村大字大芦字川原
- ・供用開始:平成 24 年度全面供用開始
- ・処理能力:平均 89.1m<sup>3</sup>/日
- ・処理方式:ニイミシステム
- ・予定水質:流入水質 BOD200mg/L、SS200mg/L  
放流水質 BOD20mg/L、SS50mg/L

#### ②供用区域の既設下水管渠、その他の設備

- ・汚水管:計 L=4,250m
- ・中継ポンプ場:5 箇所



## 事業3. 特定地域生活排水処理事業(合併浄化槽)

特定地域生活排水処理事業は、小野川地区から大岐地区の全域と、松山地区、中向地区および喰丸地区の各一部を対象とした事業である。

- ・施設名称:各戸合併処理浄化槽
- ・地区ごとの設置数:小野川地区 44 戸、松山地区 1 戸、中向地区 1 戸、喰丸地区 1 戸、計 47 戸
- ・計画処理人口:160 人、現在処理人口:77 人
- ・供用開始:平成 19 年度全面供用開始



## 5 アンケートの実施

### ①アンケート用紙

ホームページに市場調査実施要領とともに、アンケート用紙を掲示します。

また、下記アドレスより回答フォームからも回答できます。

<https://showavill.form.kintoneapp.com/public/wp3survey>

### ②提出期限

令和6年11月15日（金） 17時まで

### ③提出方法

電子メールにて以下のアドレスに送信願います。

なお、件名には「市場調査アンケート」と記載願います。

[kensetu@showavill.jp](mailto:kensetu@showavill.jp)

### ④参加資格

以下のいずれかに該当する者が所属している企業とする。

- ・公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。
- ・下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第3条第1項の規定による「下水道処理施設管理技士」の資格を有する者。
- ・下記業務または工事のいずれかに関する5年以上の実務経験を有する者。
  - イ. 下水汚泥の処理場の維持管理業務
  - ロ. 下水道管路施設の維持管理業務（点検調査、清掃、修繕に限る。）
  - ハ. 下水道管路施設の建設・更生工事
  - ニ. 水道事業の維持管理業務
- ・下水道管路施設の維持管理計画立案に関する業務の実績を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体。
- ・福島県暴力団排除条例（平成23年3月18日 条例第51号）第22条又は第23条に違反している事実がある者。

### ⑤アンケート結果の公表

アンケートの結果については、後日ホームページで概要を公表します。

公表にあたっては、事前に各提出者に内容の確認を行うことがあります。

なお、アンケート提出者の名称並びに企業ノウハウに係る内容は、公表いたしません。

## 6 留意事項（必ず御覧の上、アンケートへ参加願います。）

- ・アンケートに要する費用は、アンケート参加事業者の負担とさせていただきます。
- ・アンケートへの参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。

- ・アンケートの回答内容について確認をさせていただくことがあります。
- ・アンケート記入者宛てに、令和6年11月～12月に開催を予定している昭和村主催のウォーターPPP勉強会の案内をさせていただきます。

## 7 問い合わせ先

連絡先：昭和村役場 産業建設課 建設係

所在地：〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652

電話番号：0241-57-2123 FAX：0241-57-3044

E-mail：kensetu@showavill.jp

担当者：<sup>やまうち</sup>山内 <sup>こうじ</sup>康次、<sup>こにし</sup>小西 <sup>けいすけ</sup>圭祐